令和　5年　6月　1日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸主：

インボイス制度開始に伴う適格請求書発行事業者の登録番号等のお知らせ

令和５年１０月１日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として、適格請求書等の保存が義務付けられることになります。

　この適格請求書等の発行は適格請求書発行事業者に限られ、この度、当方も適格請求書発行事業者の登録を完了いたしました。  
　以下、その登録番号及び制度開始に伴う必要事項を書面にて通知申し上げますので、下記内容をご確認の上、当該書面を不動産賃貸借契約書とともに保存いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 登録番号は下記のとおりです。

登録番号：Ｔ　　　　　　　　　　　　　　　登録年月日：令和　　年　　月　　日

1. 年　　月　　日に締結いたしました不動産賃貸借契約書につきまして、インボイス制度対応のため、上記登録番号とともに、以下を追記いたします。

* オフィス賃料

適用税率　10％※

　月額　　　　　　　円　（うち、消費税額　　　　　　　円）

* 適用税率は現行法によるものです。改正の際は、改正に従い税率の変更をいたします。

1. インボイス制度開始後は、不動産賃貸借契約書、当書面及び通帳における引落しの履歴をもって、適格請求書とさせていただきます。

以上